

独立性の担保に懸念も

学術会議の法人化法案、衆院で審議大詰め

組織の自主性を高めるものか、国による関与を強めるものか――。日本学術会議を「国の特別な機関」から「特殊法人」とする新たな法案、日本学術会議法案に関する審議が、衆議院内閣委員会で大詰めを迎えている。

同法案では、会員について首相が任命する仕組みから学術会議が選任する方法に改め、会員数は現在の210人から250人に増員される。一方、首相任命の監事や評価委員が学術会議の活動を監査するとしたほか、会員選考の際に外部有識者から成る選定助言委員会が意見を述べるなどとしている。

4月18日の衆院本会議で、坂井学内閣府特命担当大臣が趣旨説明を行い審議入りした。坂井大臣は「(法案は)学術に関する知見を活用して社会課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの」と述べ、成立に向けて理解を求めた。一方、学術会議は4月15日の総会で、修正を求める決議を可決。法案は、国家財政支出による安定した財政基盤、活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性など「ナショナル・アカデミー5要件を満たしていない」とし、国会に対して法案の修正を訴えていた。

◇ 学術会議の組織改編を巡る議論は2020年、当時の菅義偉首相による会員任命拒否問題に端を発する。4月25日の衆院内閣委員会では、野党委員から、当時の判断理由や経緯



5月7日の内閣委員会(衆議院インターネット審議中継より)

などの説明を求める意見が出たほか、首相任命の監事について懸念が示された。

内閣府総合政策推進室室長の笹川武氏は「監事の所掌事務については、国立大学法人や独立行政法人などと同じ書きぶりであり、あくまでも、適法性、適正性、ルールに従っているかということをチェックするもの。例えば、大学においても研究・教育内容に立ち入るものではない」と説明。また、坂井大臣は「監事は法人の役員であることから、政府または地方公共団体の職員は就任できないこととなっている。具体的な人選については、法案成立後に内閣総理大臣が適切に判断するものと考えている」と語った。

◇ 25日の委員会では光石衛会長が参考人として出席。光石会長は、この間、学術会議自ら改革を進めてきたと訴えた上で、「今後も世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術のさらなる発展のために行動し、さらなる改革を進めていく」と強調した。

◇ 5月7日の衆院内閣委員会では、参考人質疑が行われ、筑波大学の永田恭介学長、学術会議前会長の梶田隆章氏、政策研究大学院大学の有本建男客員教授、日本弁護士連合会の福田護弁護士が出席。賛成の立場から永田氏と有本氏が、反対の立場から梶田氏と福田氏がそれぞれ意見を表明した。

永田氏は、首相任命の監事について「(学術会議の)独立性を損なうのではとの意見がある。ただ、任命者が監事を通じて学術会議に影響を及ぼすという懸念が正しいのであれば、学術会議が選んだ監事は(学術会議が)自由に操れると読み取ることができると苦言を呈した。一方、梶田氏は「法案は幾層にも組織運営を国が監督する仕組みとなっており、過重な監督で独立性、自律性の観点から懸念がある。再検討を強く求める」と訴えた。

カナダ・オタワで開催

Gサイエンス学術会議

主要7カ国(G7)各国のナショナル・アカデミーがG7サミットに向けて、世界の重要課題に関する科学的な政策提言のため共同声明を取りまとめる「Gサイエンス学術会議」が5月6日～8日、カナダ・オタワで開催され、日本からは学術会議副会長の日比谷潤子氏(国際基督教大学名誉教授)が出席した。

今回の会議では、▽先進技術とデータ・セキュリティ▽持続可能な移住▽気候変動対策と健康レジリエンス――をテーマに議論。共同声明は8日にカナダ政府に提出された。